

大阪市児童福祉施設の保育士配置に関する取扱要綱

制定 平成 28 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、国における「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 22 号。)の公布に伴い、保育所における保育士の配置基準において、「保育所等における保育士配置に係る特例について(通知)」(平成 28 年 2 月 18 日雇児発 0218 第 2 号)踏まえて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)及び大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「設備運営基準」という。)の例による。

(条例第 3 条第 4 号に規定する基準)

第 3 条 設備運営基準附則第 94 条に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者をいうものとする。

- (1) 毎年 4 月 1 日を基準に、それ以前の 4 か年度において合計 2,250 時間以上保育所における保育を行った者
 - (2) 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育者である者
 - (3) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「厚生労働省通知」という。)の定める子育て支援員(地域保育コースの地域型保育研修修了者)(「家庭的保育事業の実施について」(平成 21 年 10 月 30 日雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における「家庭的保育事業ガイドライン」の「第 6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育補助者を含む。)である者
- 2 設備運営基準附則第 95 条の規定に基づき幼稚園教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる場合は、当該者が 3 歳以上の児童を保育する場合であることが望ましい。ただし、当該者が保育に従事したことがない者にあつては、厚生労働省通知の定める子育て支援員研修その他市長が定める研修をあらかじめ受講するように努めること。
- 3 設備運営基準附則第 95 条の規定に基づき小学校教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる場合は、当該者が 5 歳以上の児童(当該者が 3 歳以上の児童で構成される組又はグループでの保育を行う場合にあつては 3 歳以上の児童)を保育する場合であることが望ましい。ただし、当該者が保育に従事したことがない者にあつては、厚生

労働省通知の定める子育て支援員研修その他市長が定める研修をあらかじめ受講するように努めること。

- 4 設備運営基準附則第 95 条の規定に基づき養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる場合において、当該者が保育に従事したことがない者にあつては、厚生労働省通知の定める子育て支援員研修その他市長が定める研修を受講するように努めること。
- 5 設備運営基準附則第 96 条に規定する「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、第 1 項各号のいずれかに該当する者をいうものとする。

(研修の受講)

第 4 条 前条の規定により市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めた者は、保育に従事を開始した後も、厚生労働省通知の定める子育て支援員研修その他市長が定める研修を受講するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。